使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について

令和８年７月
環境省環境再生・資源循環局資源循環課資源循環制度推進室

１．省令の題名及び趣旨

令和８年６月 30 日公布予定の「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（以下「本省令」という。）は、環境省設置法の一部を改正する法律（令和８年法律第 22 号）において環境省の地方支分部局である地方環境事務所の名称が「地方環境局」に改められ、同年７月１日から施行されることに伴い、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行規則（平成 25 年経済産業省・環境省令第３号）の規定中、第 16 条第１項及び別記様式中「地方環境事務所（長）」を「地方環境局（長）」に改めるものである。

２．意見公募手続を実施しなかった理由

本省令は、他の法令の改廃に伴い当然必要とされる規定の整理（行政手続法（平成５年法律第 88 号）第 39 条第４項第８号）に該当するため、意見公募手続を実施しなかった。

以　上